

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

規 制 対 象 事 業 場 （ 認 定 ・ 非 認 定 ） 通 知 書

年 月 日付けで協議のあった対象事業場については、池田町の水を清く守る
条例第18条第1項の規定により、規制対象事業場と（認定した・認定しなかった）ので、
次のとおり通知します。

年 月 日

長

対象事業場の名称	
対象事業場の所在地	
認定等の理由	
備 考	

（教示）この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して
60日以内に、行政不服審査法第6条の規定に基づき池田町長に異議申立することが
できます。